会津若松市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月
会津若松市教育委員会

目　次

１　計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ・・・・・・３

５　関連する取組及び今後のフォローアップについて ・・９

１　計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

本市では、「会津若松市教育大綱」及び「教育振興基本計画」に基づき、「会津若松市教育行政推進プラン」において、「憧れは、教育の原点であり、学びは、夢を実現させるためのもの。誇りを胸に、いきいきと輝くひとづくり（憧れ・学び・誇り～凛としたあいづっこの育成～）」をスローガンに掲げ、児童生徒の育成に努めている。

学校教育において、教職員は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成するために重要な役割を担っており、子どもたちの成長に大きな影響を与える重要な存在である。しかし、社会において子どもたちが抱える課題は多様化・複雑化しており、保護者や地域からの期待や要望等も多岐に拡大し、各学校における教職員の負担は増大している。

そのため、本計画は、教職員が心身ともに健康で活き活きとした姿で子どもたちと向き合うことができる環境整備に取り組み、各学校、地域、家庭が連携・協働し、教職員の実効性のある働き方改革を推進するために、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法　第８条」に基づき策定するものである。

（２）本市の現状

本市では、教職員の正規の勤務時間は、原則として、午前８時１５分から午後４時４５分まで（うち休憩４５分）の１日７時間４５分、１週間３８時間４５分と定めている。しかしながら、教職員は、授業以外に授業準備や教材研究、校務分掌に係る業務、生徒指導関連業務、部活動指導等の学校業務を遂行する必要があるため、勤務時間外にも業務を遂行し、時間外在校等時間が長い現状である。

そこで、本市では、人的配置やＩＣＴ機器の活用、その他具体的な取組を推進し、教職員の負担軽減を進めてきたところである。

＜主な取組＞

○　令和５年度より、学校給食の公会計化に取り組み、学校から給食費徴取等の業務を切り離した。

○　令和７年度より、統合型校務支援システムを導入し、成績処理や出欠管理等を一元化し帳票作成の簡略化を図った。

○　令和８年度より、休日の部活動を地域人材が指導にあたる地域部活動推進事業「あいづっこスポーツ・文化教室」へ完全に移行し、教職員の負担軽減の一助とした。

こうした取組の効果により、本市における教職員の時間外在校等時間については、年々、改善傾向にある。今後も明確な目標を設定し、「働き方改革」と「教育活動」の両立に向けて、研究と実践を進めていく必要がある。

【時間外在校等時間の状況】

令和３年度から令和６年度において、時間外在校等時間が８０時間を超える教職員及び４５時間を超える教職員の年間の割合は、以下のとおり。

＜小学校・義務教育学校前期課程＞

時間外在校等時間	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
８０時間以上	5.1%	4.5%	3.4%	2.4%
４５時間以上８０時間未満	40.7%	37.4%	35.1%	27.3%

＜中学校・義務教育学校後期課程＞

時間外在校等時間	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
８０時間以上	11.9%	11.6%	10.5%	7.5%
４５時間以上８０時間未満	39.5%	38.9%	32.3%	32.6%

２　目標

本計画における目標は以下のとおり。

（１）業務の効率化や働きやすい環境づくり、意識改革を進め、「子どもと向き合う時間」と「教材研究に取り組む時間」の確保を目指す。

（２）教職員の時間外勤務時間を、月４５時間以内かつ年３６０時間以内を目指す。

（３）児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月８０時間を超える教職員ゼロを目指す。

（４）教職員一人一人がワーク・ライフ・バランスを実現し、心と体の健康を保つことを目指す。

（５）年次有給休暇において、年間１３日以上（取得年次休暇６５%）の取得を目指す。

３　計画の期間

令和８年度から令和１１年度

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）本市の目標達成に向けた取組の柱

教職員が児童生徒と対話する時間を確保し、教職員が「働きがい」「働きやすさ」を感じ「心と体の健康」を確保した働き方を実現するためには、学校と教育委員会が協働で取り組むことが重要である。

学校においては、校長等の管理職のリーダーシップのもと、業務の精選等の組織マネジメントを実施し、教職員の負担軽減を図っていく必要がある。ただし、子どもたちの活動が削減されるだけの取組とならないように、持続可能な活動へと最適化を図るため「効率化」や「地域との連携」等の視点を持つことが重要である。

教育委員会では、国が示す「学校と教師の業務の３分類」における「学校以外が担うべき業務（①～⑤）」、「教師以外が積極的に参画すべき業務（⑥～⑬）」、「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（⑭～⑲）」を踏まえ、**「組織体制の強化・人材活用」、「業務の効率化・業務の負担軽減」、「働きやすい環境づくりと教職員の意識改革」の３つの柱を設定**した。この３つの柱に基づいた具体的な取組により、活き活きとした姿で子どもたちと向き合うための教職員一人一人が働きやすい職場環境の構築を図っていく。

【本市の目標達成に向けた取組の柱】

Ⅰ　組織体制の強化・人材活用

Ⅱ　業務の効率化・業務の負担軽減

Ⅲ　働きやすい環境づくりと教職員の意識改革

（２）本市の具体的な取組

Ⅰ　組織体制の強化・人材活用

１　チーム担任制の導入

令和８年度は研究実証校により実施し、複数教員によるチーム担任制の効果的な活用について検討する。担任業務を分けることで教材研究等の時間の創出、若手教員サポート体制の構築などによる負担軽減を図る。

２　教科担任制の推進

学びの質の向上と教師の教材研究の教科数の削減等のため、高学年を中心に教科担任制の更なる推進を図る。県加配教員を有効に活用するとともに、加配がない場合も交換授業等により負担軽減を図る。

３　スクール・ソーシャル・ワーカーの配置　【３分類⑲関係】

問題を抱える児童生徒の課題解決に向けたコーディネーターとしての役割を担ってもらうことで、事案の早期解決・教職員の負担軽減を図る。個別事案以外に、各学校の生徒指導協議会等に学期に１回程度参加してもらう。

４　学校スクリーニングシステムの導入

学校スクリーニングシステムの試行的導入により、潜在的に生徒指導上の課題を抱える児童生徒の把握の効率化を図り、教員の負担軽減を図る。

５　スクール・カウンセラーの配置　【３分類⑲関係】

各校に配置しているスクール・カウンセラーを効果的に活用し、児童生徒の学校生活や家庭で悩み・不安について早期アセスメントをすることで、いじめや不登校の予防を図る。

６　特別支援教育支援員の配置　【３分類⑲関係】

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の支援や特別支援学級における交流学習等の補助を行い、担任等の負担軽減を図る。

７　スクール・ロイヤーによる法律相談の充実　【３分類⑤⑲関係】

複雑化・困難化した事案や、その予兆がある事案について、スクール・ロイヤーに相談することで事案の早期解決を図るとともに、研修等に活用し教職員の知識・理解を深めることにより問題発生の予防に活かすなど、教員の多忙感の軽減を図る。

８　部活動指導員の配置　【３分類⑬関係】
部活動指導員を必要とする中学校に配置し活用を促進することで、部活動に係る教職員の負担軽減を図る。
９　図書館支援員の配置
図書館支援員を全校に配置し、児童生徒が主体的に読書に親しむ環境整備を行うことで、図書の整理や推奨図書の紹介等の図書館の環境整備に係る教員の負担軽減を図る。
10　あいづっこ数学サポートティーチャーの導入
大学生や退職した教員等が中学校の数学の授業や長期休業中の補習に学習支援として入ることにより、生徒の学習の充実を図るとともに、数学担当教員の負担軽減を図る。
11　スクール・サポート・スタッフの活用推進（県）【３分類③⑮⑯⑰関係】
県から配置されたスクール・サポート・スタッフを効果的に活用し、必ずしも教師が担う必要のない業務（印刷、会計業務、簡単な丸付け、授業準備補助など）や教師の業務だが負担軽減が可能な業務をスクール・サポート・スタッフに担ってもらうことで、教職員の負担軽減を図る。

Ⅱ　業務の効率化・業務の負担軽減

１　統合型校務支援システムによる業務の効率化　【３分類⑥⑧⑯関係】
統合型校務支援システムにより、児童生徒の出席、健康管理、成績処理等を効率的に行い、教職員の負担軽減を図る。
２　ＡＩ型デジタルドリル・思考ツールの活用による効率化　【３分類⑮関係】
授業や家庭学習においてタブレットを活用し児童生徒が主体的に学習できるようにするとともに、学習に係る教員の負担軽減を図る。
３　市教育ＩＣＴ環境総合サポート事業によるＩＣＴ活用に係る支援　【３分類⑧関係】
各学校に導入されたＩＣＴ機器を活用するための種々の課題を解決するため、ＩＣＴ支援員等のサポートにより教職員の知識や理解を深め、効果的に業務を遂行できる環境を整える。

４　保護者連絡ツールの活用推進　【３分類⑦関係】
「あいづっこ＋（プラス）」を全保護者に導入することにより、学校から保護者への連絡が効率的になるとともに、教育委員会から直接保護者に連絡できる体制を整備し学校の負担軽減を図る。
５　地域部活動推進事業「あいづっこスポーツ・文化教室」の推進　【３分類⑬関係】
休日の部活動の地域との連携を推進し、地域総ぐるみで子どもを育てる環境づくりを行うことにより、結果的に教職員の負担軽減を図る。
６　学校給食費の公会計化　【３分類③関係】
学校が担っていた学校給食の会計処理を教育委員会が行い、学校の事務の負担軽減を図る。

Ⅲ　働きやすい環境づくりと教職員の意識改革

１　適切な教育課程編成による余剰時数の削減
不測の事態等に備えての過剰授業時数を見直し、学校の指導体制に見合った計画となるように教育課程編成を行う。
２　地域学校協働活動の推進　【３分類④⑮⑰関係】
学校と地域学校協働本部が強く連携し、幅広く地域住民や団体等の参画を図り、学習支援活動、外部人材の活用等を推進し教職員の支援にあたることにより負担の軽減を図る。
３　学校運営協議会の活用促進　【３分類⑤⑰関係】
学校のシンクタンクとして学校の運営に携わりながら、学校の諸課題に対して助言及び支援を行い、学校の負担感の軽減を図る。
４　長期休業期間の確保
学校管理規則にある長期休業期間の確保・維持により、教職員が自己研鑽を図るとともに、心身のリフレッシュに努める。

５　学校閉庁日の継続実施　【３分類⑩関係】

夏季及び冬季休業期間中における学校閉庁日の設定により、教職員が計画的に休暇を取得し心身のリフレッシュに努める。

６　勤怠管理システム等による出退勤時間の管理

教職員が統合型校務支援システムによる出勤・退勤の打刻の情報をもとに、時間外在校等時間を把握することで教職員自らが勤務時間の自己マネジメントを行うとともに、健康障害の防止を図る。教育委員会は、時間外在校等時間が多い教職員を把握し、当該教職員在籍校の管理職と情報共有するとともに、管理職は当該教職員と面談し助言するなどの取組を推進する。

７　年次有給休暇等の休暇制度や育児休業等の適切な制度の活用

年次有給休暇を計画的に取得（目標：年間１３日以上、取得率６５％以上）するとともに、適切に他制度や育児業等制度の活用を図ることについての周知の徹底に取り組む。

８　週１回の教頭定時退勤と校長による巡視施錠【３分類⑩関係】

週１回、校長が校舎巡視を行い、最終施錠を行うことで、学校施設巡視のマンネリ化を防ぐとともに、教頭の時間外在校等時間の削減を図る。

９　ストレスチェックの実施と医師による面接指導の実施

労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づくストレスチェックを実施し、教職員のストレス程度を把握するとともに、会津若松医師会と連携した医師による面接指導の体制を整備し、教職員の健康支援体制の充実を図る。

【参考】国が示す学校と教師の業務の３分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

出典：令和７年９月 25 日文部科学省指針

５　関連する取組及び今後のフォローアップについて

（１）取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を教育委員会で把握する。また、毎年度、本市の在校等時間の状況について会津若松市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会等において報告する。

（２）学校での児童生徒等の支援にあたる専門的な知見を有する人材の確保について、関係機関とともに取り組む。

（３）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している統合型校務支援システムの勤怠管理システム等で把握する。

（４）教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校に対して個別に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が常態的に長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休日出勤等が課題となっている学校に対しては、改善に向けて対策を図る。

（５）各学校における教職員の働き方の改善が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会議等において管理職に積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、実効のある取組を実施する。

（６）保護者、地域の理解を促進するため、関係部局と連携し、保護者や地域団体等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、項目に応じて協力を依頼する。